

3. 大阪府救急搬送患者受入促進事業費 補助金について

- (1) 事業概要 P 2
- (2) 搬送困難症例 P 3
- (3) 救急搬送患者報告 P 4
- (4) 補助金交付までの流れ P 5
- (5) Q & A P 6 ~ 7

(1) 事業概要

【目的】

搬送困難症例の救急受入体制を強化し、円滑な搬送・受入れにつなげる。

【補助対象】

救急告示医療機関（精神科又は三次救急医療機関の救急告示のみを受けている医療機関を除く）において、「搬送困難症例」の受入れのために行う体制確保に要する人件費（報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、法定福利費）とする。

なお、(3)のとおり「大阪府情報収集システム（ORION）」で報告のあった搬送困難症例が対象。

【補助金額】

補助単価：搬送困難症例の受入れ

①平日時間内24,000円／件 ②①以外30,000円／件

補助率：1／3

※ ただし、申請件数や国からの補助金の交付状況等により、**調整率**がかかります。

申請額 > 交付決定額となりますので、あらかじめ御了承ください。

【事業期間】

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(2) 搬送困難症例

① 要介護状態の高齢者（65歳以上）【要介護2以上】

65歳以上かつ要介護2以上の者

② 精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状による事案

精神科等への既往歴がある患者（疾患名が無い場合も対象とする）、精神安定剤等を服用している患者、又は処置後に精神科領域での対応が必要となった傷病者

（「身体症状による事案」とは、外傷及びすべての疾患）

③ 整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者（15歳未満）

④ 「まもってNET」事案

救急隊がORIONにて「救急SOS—まもってNET」を要請した場合、医療機関が本システムで「○」と回答し、最終的に当該傷病者を受け入れた事案であること

(3) 救急搬送患者報告

本補助金の交付を受けるためには、ORIONでの救急搬送患者報告が必要です。

【入力時の注意点】

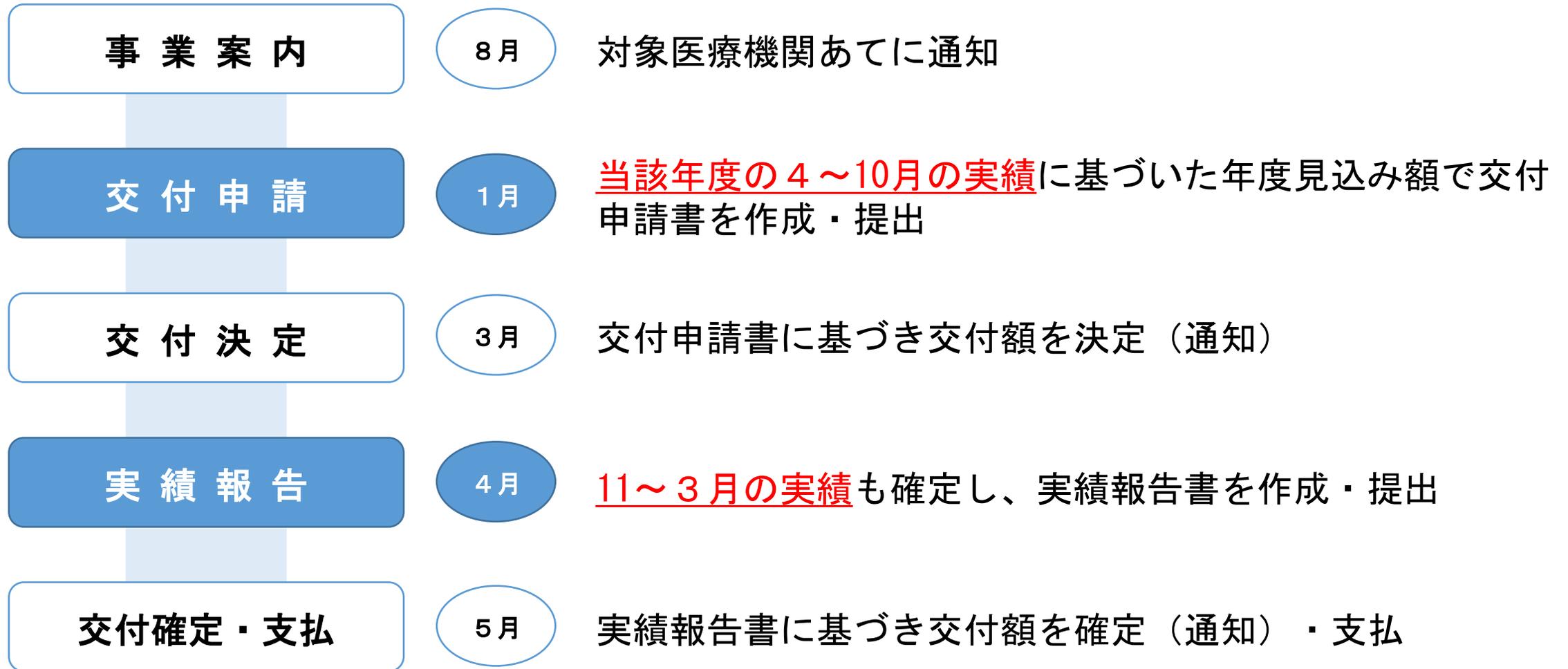
- ① 救急車により搬送された傷病者の事案について入力をお願いします。
ウォークイン・転院は含みません。
- ② 救急隊が入力した病院前情報と紐付けて入力を行い、本登録までしていただく必要があります。
- ③ 当月分の実績は、翌月の月末までに入力してください。
※ ただし、3月分実績のみ、実績報告提出時までに入力が必要です。
- ④ 初診時転帰が入院の場合は、受入れから21日経過後の確定診断についても入力してください。
- ⑤ 補助対象となる事案は、「初診時患者背景」の入力が必須です。
入力がなければ、補助対象となりませんので、御注意ください。
また、本登録まで完了していないものは対象件数にカウントされませんのでご注意ください。

【入力方法の詳細】

大阪府ホームページに、事業の詳細や救急搬送患者報告の入力方法を掲載していますので、御参照ください。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/qq/ukeiresokushin-r6.html>)

(4) 補助金交付までの流れ



※ 日程は目安です。詳細は医療機関あての通知を御確認ください。

(5) Q & A

Q 対象医療機関である場合、交付申請は必須か。

A 補助金の交付を受ける場合は必須となります。

Q 交付申請の際、対象経費は4～10月までの7か月分を計上すればいいか。

A 申請時の受入患者数は4～10月の実績ですが、対象経費は4月～翌年3月の1年間の見込額を計上してください。

Q 「要介護2以上」はどのように確認すればいいか。

A 患者の介護保険被保険者証にて御確認ください。

Q 15歳未満の小児傷病者で、診断の結果、整形外科又は脳神経外科での診療が必要だった場合は対象としていいか。

A 整形外科又は脳神経外科の医師がオンコールでかけつけ、診療した場合のみ対象としてください。ただし、翌日以降に診療した場合は、対象外です。

(5) Q & A

Q 府が提示または確認した件数と病院で把握している件数が一致しない。

A ORIONへの登録に際し、次のような誤りが見受けられます。

再度、御確認をお願いします。

- ・登録期限までに登録完了していない。

(特に3月分は4月中旬が登録期限となるため注意が必要です。)

- ・本登録が完了していない。
- ・患者背景にチェックがされていない。